

令和6年度 トレーナー派遣事業 実施要項

1 目的

アスリートの体調管理やコンディショニングのための知識と技術を有するトレーナーを各種大会へ派遣し、選手のパフォーマンス発揮をサポートする。

2 対象

国民スポーツ大会正式競技の競技団体、全国大会へ出場する高等学校の部活動等。

3 派遣内容

- (1) 東北総合スポーツ大会【自チームの競技開始前日から派遣可能】
派遣日数は最長で2泊3日までとします。
国民スポーツ大会の予選とならない競技・種目・種別へは派遣できません。
- (2) 国民スポーツ大会【自チームの競技開始前々日から派遣可能】
派遣日数は最長で5泊6日までとします。
- (3) 秋田県スポーツ科学センター所長が認めた各種全国大会
秋田県スポーツ科学センター所長が派遣日数を決定します。

4 派遣トレーナー

次のいずれかに該当するトレーナーを派遣します。

- (1) (公財)日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーである者。
- (2) 秋田県スポーツ科学センターへ登録し、更新要件を満たして派遣可能トレーナーに認定されている者。

5 補助額と経費

- (1) 報償費は1日につき20,000円とし、所得税を源泉徴収して支給します。
- (2) 旅費は宿泊費の支給とし、1泊につき県規定額を支給します。
- (3) チームが敗戦した場合や大会の全日程が終了した時点で帯同は終了となります。
日程終了後、当日内の帰県を原則としますが、帰県できない場合は派遣日数内であれば後泊を認めます。ただし、報償費は支給対象外です。
- (4) 諸経費(テーピング等)は申請団体(競技団体等)の負担となります。

6 申請と実施報告

- (1) 派遣申請書(申請団体からスポーツ科学センターへ提出)
事業実施の1か月前までに大会要項を添付して提出してください。
ただし、東北総合スポーツ大会は令和6年7月5日(金)を提出期限とします。
- (2) 承諾書(派遣トレーナー又は申請団体からスポーツ科学センターへ提出)
事業実施2週間前までに提出してください。
- (3) 実施報告書(派遣トレーナーからスポーツ科学センターへ提出)
事業終了2週間以内に提出してください。

※(1)～(3)の各書類は秋田県スポーツ科学センターホームページからダウンロードして使用してください。各書類は郵送かメールで提出してください。

7 書類提出先、問い合わせ先

〒010-0974 秋田市八橋運動公園1-5
秋田県スポーツ科学センター スポーツ医科学チーム 宇佐美 暁規
電話 018-864-7911
メール usami-akinori@pref.akita.lg.jp